

遺失物、拾得物のご相談、 お問い合わせについて

落とし物や忘れ物をした場合

落とし物や忘れ物をしたと思う施設や最寄りの警察署又は交番・駐在所に
お問い合わせください。また、警察署又は交番・駐在所に届出をしてくださ
い。（電話での届出も可能です。）

なお、警察署に拾得物が届けられた場合の保管期間は、「**3か月**」ですか
ら、落とし物や忘れ物をしたと思う施設や最寄りの警察署等へはお早めに問
い合わせてください。

保管期間経過後は、返還することができませんので注意してください。

こちらの「**落とし物情報**」を開いていただくと、愛媛県内及び全国で取り
扱われた拾得物に関する情報を見ることができます。



落とし物や忘れ物を拾った場合

**施設以外（路上等）で拾った場合には、拾得の日から1週間以内に最寄
りの警察署や交番・駐在所に届けてください。また、駅や店舗等の**施設内**
で拾った場合は、拾った時から24時間以内に施設へ届け出てください。**

※ 期間内に届出をしなかった場合は、落とし主が判明したときのお礼をもらえる権利や、落とし主が判明しなかったときの落とし物を取得できる権利が無くなります。

落とし物は、警察署において**公告後3か月以内**に落とし主が判明しないときは、拾得者が所有権を取得することとなりますので、**届出先の警察署の会計課**に、身分証明書と拾得物件預り書を持って、引取期間（2か月間・拾得物件預り書に記載してあります。）内の受付時間内に物件をお受け取りください。

なお、**拾得者の物件引取期間内にお引き取りがないと、愛媛県が所有権を取得し、拾得者が物件を引き取るができなくなります**ので注意してください。

警察から落とし物が見つかったと連絡があった場合

警察からの連絡には、警察署からのものと、交番・駐在所からのものがあります。まず、落とした物をどこへ受け取りに行けばよいのか、必ず確認してください。そのあと、受け取りの際に必要なものを持参して、警察署又は交番・駐在所へお越しください。

（受け取りの際必要なもの）

- 身分証明書（運転免許証、健康保険証等）

代理の方が拾得物を受け取りされる場合

原則として、警察で保管している拾得物を受け取りに来られる場合は、**御本人がお越しく下さい。やむを得ず、代理の方が拾得物の受け取りに来られる場合は**、御本人が、拾得物を保管している警察署へ連絡の上、委任状を作成し、代理の方が、委任状と代理の方御自身の身分証明証（運転免許証、健康保険証等）を持って受付時間内に警察署等へお越しく下さい。

なお、同居の親族の方の委任状は不要です。住所が同じであることが分かる同居の親族の方の身分証を持参してください。

- 様式 「委任状」

送付による拾得物の受け取りを希望される場合

警察署に落とし物を受け取りに行くことが困難な場合は、郵送等により送付することが可能です。**まずは受付時間内に落とし物を保管している警察署に連絡**して下さい。

落とし物を送付するのに必要な費用については、**送付依頼者の負担**となります。

- 様式 「物件送付依頼書」 「物件送付依頼書（記載例）」

【受付時間】

愛媛県の休日（土曜日、日曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日までの日をいう。）を除く**平日の午前8時30分から午後5時15分までの間**

【愛媛県内の警察署一覧】